

第6回 三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会

平成17年1月11日
午後1時30分開議
市川大門町民会館2階 講堂

第 1 開会

第 2 会長あいさつ

第 3 議事

(1) 協議事項

協議第62号 地域審議会の取扱いについて

協議第63号 新町建設計画について

「総務企画小委員会関係」

協議第64号 行政連絡員制度及び行政区の取扱いについて

協議第65号 行政組織の取扱いについて

協議第66号 特別職の取扱いについて

協議第67号 字の区域及び名称の取扱いについて

協議第68号 防災の取扱いについて

「民生教育小委員会関係」

協議第29号 学校教育の取扱いについて(追加)

協議第69号 社会福祉の取扱いについて

協議第70号 児童福祉の取扱いについて

協議第71号 合併協定項目における調整方針の修正について

第 4 その他

第 5 新町名称名付け親大賞等の抽選

第 6 閉会

開会 午後 1時30分

司会（原川事務局長）

皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただ今から第6回三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会を始めさせていただきます。

始めに開会の言葉を、副会長であります六郷町の遠藤町長からお願いいたします。

遠藤六郷町長

こんにちは。

皆様方には昨年1年間、この合併協のことで大変お世話になりました。今年は新しい年を迎えまして、10日余り経ったわけですが、初めての顔合わせの方もいらっしゃるの、皆様方には新年のごあいさつを申し上げたいと思います。

本当にご尽力を感謝すると同時に、今年の一つよろしくお願いしたいと思います。

平成17年、いよいよ私ども3町の合併が実現する年を迎えました。いよいよ私どもは、これまでずっといろいろなことで審議してきたことが、現実の問題として、この10月には夢がかなうというふうな年を迎えたわけでございます。大変、歴史の流れというか、社会の流れを感じているわけでございますけれども、それもこれも皆様方のご理解とご協力をいただいたおかげだというふう考えておりまして、大変うれしく思っているところでございます。

これまでの合併協議会の中で、さまざまな事項を協議されてきたわけでございますけれども、今日のご案内のように、新町の建設計画についてのご審議をいただくわけですが、これがお認めいただければ、ほとんどの案件が完了するというふうな状態になってきているというふうに思っております。そうした中で、合併調印式の日程だとか、あるいは廃置分合の日程とか、そうしたことも、これから徐々に決まってくるのではないかとというふうに考えておりまして、合併が本当に間近に来ているなど、そんなふうな感じがしております。

どうぞ皆様方にも、これからあと少し10月まででございますけれども、当合併協議会に今まで以上にご協力いただくことをお願いいたしまして、簡単ですが、開会の言葉に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

司会（原川事務局長）

続きまして、会長であります、三珠町の水上町長から、ごあいさつを申し上げます。

水上三珠町長

皆さん、こんにちは。

まずは新年おめでとうございます。

今年は、いよいよ念願でありました3町の合併、歴史的な合併の日を迎える年でございます。長い間いろいろ皆さんと協議してまいりました懸案につきましては、大筋において一山越したなというような安堵感もありますが、いろいろ具体的な問題になりますと、これからまだまだ大変、苦勞しなければならぬ問題がたくさんあるわけでございますが、これを無事クリアして、10月1日を迎えたいと、こんなふうに思っております。

今日は正月早々、何かとご多用のところ、委員の皆さんはもちろんのこと、各課の皆さん、それから傍聴の皆さん、県等からも大勢おいいただきまして、第6回の合併協議会をできますことを、大変うれしく、厚く御礼申し上げます。どうか、この夢に向かって、もう一段のご努力を

お願い申し上げます、簡単ですがごあいさつにいたします。

よろしくお願いいたします。

司会（原川事務局長）

続きまして、公務ご多忙の中ご臨席をいただいております、ご来賓の方々をご紹介させていただきます。

峡南地域振興局企画振興部長 小泉実様、山梨県総務部主幹 高橋哲朗様、峡南地域振興局企画振興部副主査 佐野満様、山梨県総務部市町村課主事 小林咲子様、以上でございます。

それから本日、市川大門町の青沼委員には、遅参するとのご通告をいただいておりますので、ここで報告させていただきます。

それでは早速、会議に入りますが、本日の協議会には、委員24人のうち23人のご出席をいただいておりますので、規約第10条の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、会議の議長につきましては、規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、水上会長をお願いいたします。

水上会長、よろしくお願いいたします。

議長（水上三珠町長）

それでは早速、会議へ入りたいと思いますが、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは、次第により進めさせていただきます。

次第3の議事に入ります。

協議第62号 地域審議会の取扱いについてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（菊島次長）

事務局の菊島でございます。

地域審議会の取扱いについて、説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料1ページとなりますが、お願いをいたしたいと思っております。

本日、協議第62号といたしまして、ご提案するものでございます。

引き続き2ページを、恐れ入りますがお願いいたします。

2ページに調整方針といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置しない。ただし、必要に応じ新町において地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく審議会等の設置を検討する。としております。

以上が提案の内容でございます。

枠の下のほうを説明させていただきますと、この地域審議会の制度についてですが、合併によって行政区域が拡大し、地域住民の意見が町の施策に反映されにくくなるといった懸念や不安が、多かれ少なかれ生じてまいります。そのことが合併の障害となることに対応しまして、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映できるよう、平成11年の合併特例法の改正によりまして、創設された制度であります。

また、これとは別に現行の地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関の制度がございます。合併にかかわらず、必要に応じていつでも新町において条例を定めて、審議会などを設置することができる一般制度もございます。合併特例法では、合併前の懸念を払しょくするためには、合併協議において設置を協議する必要があるため、関係市町村の協議によって、合併前に設置期間や区域ごとに設置するか否かを協議することとしております。また、地域審議会

の設置については、関係町議会の議決と告示が必要とされております。以下、(1)の設置方法から(5)留意事項まで、一般的な説明を記してございます。

次の3ページをお願いいたします。

3ページの2、選択肢であります。この中では地域審議会を(1)設置する、(2)設置しないの2通りとなります。(3)は設置する場合の検討事項という形になっております。

以上のような留意点を踏まえまして、地域審議会を設置するかどうかということで、検討してまいりました。

提案の理由といたしましては、まず新町におきましては、前回、第5回の協議会におきまして、町議会議員の在任特例措置が確認されております。この議員の1年の特例措置の間は、議会機能の充実によりまして、新町の建設計画をはじめ、町政運営全般にわたって十分なご議論がいただけるものと思われま。

2つ目といたしまして、現在3町で行っております、「地域座談会」「町長と語る会」あるいは「町民対話集会」など、現行の施策の運営方法の充実や活用で、地域審議会に匹敵する対応が可能であると思われま。

3つ目といたしまして、必要に応じて新町において、地方自治法に基づきます附属機関の設置を検討していくことといたします。

以上のことから、地域審議会につきましては、調整方針(案)のとおりご提案するものでございますので、よろしくご協議をお願いいたします。

議長(水上三珠町長)

説明が終わりました。

協議第62号 地域審議会の取扱いについて、質疑・ご意見を承りたいと思います。

どなたか発言をお願いいたします。

(なし)

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第62号については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第62号は原案のとおり承認されました。

続いて、協議第63号 新町建設計画についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局(上野局員)

事務局の上野でございます。

よろしく申し上げます。

それでは、協議第63号 協定項目25の新町建設計画について、ご説明いたします。

新町建設計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第5条により、策定が定められております。この計画の策定にあたりましては、3町の企画担当財政担当課長、担当係長、県の関係職員及び合併協事務局で構成します。新町建設計画策定研究会で3町の総合計画、新町将来構想をベースに、各町の要望調査を行うなど検討を行い、策定してまいりました。合併特例法に基づく、さまざまな財政支援措置を受けるためには、新町建設計画の作成が前提であり、この計画に含まれている事業が対象となりますので、各町の実情や要望などを踏まえ、施策の記述に

つきましては、広範囲にわたり採択できるよう配慮し、選定させていただきます。

具体的な施策の実施につきましては、新町の新しい町長さんの意向を反映させることができるように、新町において策定する総合計画や実施計画などで示すものとしております。なお、今後の予定でございますが、本日の協議会で了承されましたら、県へ事前協議および本協議、それを経て県からの承認という段取りで進んでいきます。

それでは、計画の中身について、説明させていただきます。

今日、お持ちいただいている別冊の建設計画（案）をご覧ください。

まくっていただきまして、目次がございます。1章のはじめから始まって、2章の新町の概況、3章 主要指標の見通し、4章 新町建設の基本方針、5章 新町の施策、6章 新町における県事業の推進、7章 公共施設の統合整備、それから8章の財政計画という構成になっております。

1ページをお開きください。

第1章のはじめでは、1ページから2ページにかけ、合併の必要性について、(1) 地方分権の推進と行財政基盤の強化、(2) 少子高齢化への対応、(3) 新しい自治のあり方と循環型社会の確立、(4) 地域情報社会の確立の4つに整理して記載してあります。

まくっていただきまして、3ページでは計画策定の方針として、この計画は合併後の新町の総合計画の基本となるものであり、3町の速やかな一体性を確立して、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図るため、10カ年の計画としております。

4ページからの第2章では、新町の概況について、位置と地勢、面積、人口と世帯などの記述がしてございます。

6ページをご覧ください。

第3章では主要指標の見通しといたしまして、人口、世帯、就業人口などの見通しを分析してございます。

8ページに移っていただきたいと思います。

第4章では、新町建設の基本方針が記載してございます。新町建設の基本理念としまして、この地域に生きる素晴らしさと豊かさを次世代に継承し、発展させていくために、「特色ある地域づくり」、「住民のためのまちづくり」を推進する観点から、「やすらぎづくり～日本一の暮らしやすさを目指して～」を基本方針に掲げ、「人づくり」と「安全・快適なまちづくり」の施策を実行するための基本的考え方として、将来構想の際に定めました、学ぶまち・暮らしやすいまち及び楽しむまちを3つの理念としております。

9ページから11ページには、3つの理念をもとに、まちづくりの基本方針が記載してあります。ほぼ新町将来構想を引き継いだ形になっております。

12ページをご覧ください。

第5章の新町の施策について、ご説明いたします。

3つの理念の体系としまして、学ぶまちについては、1の幼児教育の充実から8の生涯スポーツの振興までの8項目、暮らしやすいまちにおきましては、男女共同参画の推進から行財政改革の推進までの13項目、楽しむまちにおきましては、道路網の整備から自然環境の保全と活用までの11項目、計32項目という事業体系になっております。

13ページからは、施策の方向として、体系ごとの主な施策・事業を掲げてございます。なお、先ほども述べましたが、施策の記述につきましては、広範囲にわたり採択できるよう配慮し、選定させていただきます。

まず1つ目の学ぶまちですが、1の幼児教育の充実では、豊かな人間性をはぐくみ、幼・保、小、中、高等学校間の連携による、英語教育の積極的な導入など、特色ある教育を進め、幼少期から豊かな国際性を養い、国際社会で活躍できる人材を育てていきます。

2の学校教育の充実では、家庭や地域との連携を図る中で、国際化・情報化などに対応できる個性豊かな人材の育成や、子ども一人ひとりの個性を生かし、能力・適正などに応じた教育の充実を図っていきます。また、教育・学習環境の整備を図るとともに、豊富な地域資源やITを生かした、総合的な学習を推進し、経験豊かな地域の高齢者などによる特色ある事業の展開や、ITを活用した海外との交流事業などにより、国際感覚を身に付けた児童・生徒の育成をしていきます。

3の国際交流の推進では、国際理解、国際協力を深める教育課程を設定し、国際社会を考える講座を一般に開放し、地域から世界を見る目を養います。また、海外研修、交換留学、国際交流事業等を通じて、身近な国際交流を実践し、各種団体等による国際交流の取り組みへの支援を行っていきます。

4の文化・芸術の振興では、長い歴史の中で育んできた地域の歴史や伝統、文化などを一貫して学ぶ教育を実践するとともに、新町の歴史的・文化的遺産を保全するため、文化財や資料の整備充実を努めていきます。また、伝統的な祭りや伝統芸能活動を保存・継承するグループや、芸術文化活動グループへの支援、及び自主企画事業の充実や地域にゆかりのある方から学び、交流する機会を提供していきます。

15ページの5の地域間交流の推進では、地域においても住民参画の交流イベントを開催して、住民の一体感を醸成していきます。また、地域と地域の交流を通じて、お互いに自立・発展するため、地域特性を生かした友好都市・姉妹都市の交流を推進していくとともに、各種団体等による地域間交流の取り組みへの支援を行っていきます。

6の体験学習の推進では、子どもたちと地域産業をつなぐため、地元食材を使った食育活動、地域産業体験学習を進めるとともに、農作業を通して食と文化を考えたり、地場産業を通して働くことを学び、地域の誇りを発見する学習を実践していきます。また、地域と環境を考える教育も実践していきます。

7の生涯学習の充実では、子どもから高齢者まで、関心と必要性に応じた生涯学習プログラムに参加できるように、公民館活動、生涯学習講座、高齢者学級など、生涯学習推進体制の充実を図っていきます。また、生涯学習施設などの整備充実を図っていきます。

8の生涯スポーツの振興では、年齢や体力に応じて、いろいろなスポーツ活動を楽しむことができる活動の推進や施設の機能充実など、環境づくりを進めていきます。また、関連団体の交流と統合を進め、住民が一体となって参加できる仕組みづくりをつくり出していきます。

17ページにあります、2つ目の暮らしやすいまちですが、1の男女共同参画の推進では、家庭や地域、職場などのあらゆる面において、男女がともに支え合う男女共同参画社会の実現に取り組むとともに、各種審議会等への女性の登用など、体制の充実を努めていきます。

2の子育て環境の充実では、高齢化率が高く、出生率の低下傾向にある新町にとっては、子育てを支援する取り組みを総合的・計画的に推進し、若い世代の定住を進めることは大切であります。このため、お母さんが安心して、子どもを生み育てることができ、児童を健やかに育てることができる環境づくりを図るため、子育て支援条例の制定、子育て支援センターの整備、支援ネットワークの形成などを進めていきます。さらに、各家庭が安心して生活できるように、延長保育など充実した保育体制を推進し、学童保育、医療費支援などの充実を図っていきます。

3の生活環境の整備では、公共施設はユニバーサルデザインや段差解消等のバリアフリー化を進め、誰もが使いやすい施設にしていきます。また、ゴミについては発生を少なくし、発生したゴミについては、適正な収集と処理を行い、循環型社会の確立を目指していきます。さらには、緊急車両など入ることのできない道路を計画的に解消し、安心・安全な住環境の整備を進めていきます。

4の上下水道の整備では、上水道については最も基本的なライフラインであるため、安定的で効率的な給水や事業の効率的な運用が大切であります。このため、水道整備計画を策定し、水源の確保や老朽化した水道施設の更新を行うとともに、経営体質の強化を図っていきます。また、下水道については、各地区の地理的条件に応じた排水処理計画を策定し、快適な生活と清らかな清流を守るため、公共下水道事業・農業集落排水事業等を行っていきます。

19ページでございますが、5の防災体制の充実では、新町の大部分は山間部に位置し、平坦地は河川に面しており、災害を受けやすい環境にあるため、東海地震などにも対処できる地域防災計画を策定し、災害に強いまちづくりを進めていきます。また、河川改修や砂防事業などによる、危険区域の解消を図るとともに、災害を未然に防ぎ、発生時の初期出勤など自らの手で対応できるよう、自主防災組織の充実を図っていきます。

6の交通・安全防犯対策の推進では、高齢者の増加や高齢社会の進展に伴う、自動車の流入が見込まれることを踏まえて、街頭指導・住民の交通安全に対する知識の普及などの交通安全対策や安全な道路環境の整備に努めていきます。また、安全・安心な社会をつくるため、関係機関や団体、住民との緊密な連携を図る防犯体制づくりの推進や街路灯、防犯灯などの安全防犯施設の整備充実にも努めていきます。

7の定住化の推進では、安心して生活できる住まいづくりを推進するため、計画的に公営住宅の整備を進めていきます。また、高齢者や障害を持つ方々にやさしく、若者が使いやすい住宅づくりを進め、活力と潤いのある住宅地の開発など、定住化対策を推進していきます。

8の健康づくりでは、すべての住民が健康で明るい生活ができるように、地域保健計画を策定して、健康づくり体制の強化を図り、住民の健康福祉の増進や必要な拠点整備に努めていきます。また、各種健康診査の充実や各種健康教育の開催、きめ細かい健康づくり事業を展開し、心身両面の健康づくりに取り組んでいきます。さらに、健康づくり施設の整備充実として、地域保健センターの設置と機能充実などを行っていきます。

9の医療・救急医療の充実では、住民が安心して暮らすことができるよう、診療所と病院の連携、医療施設の整備充実と地域医療体制の充実を図っていきます。また、治療・搬送・迅速な情報伝達が確保できる救急医療体制の充実を図るとともに、救急救命技術の普及に努めていきます。

21ページにあります、10の介護保険の充実では、介護保険事業計画を策定して、保健・医療・福祉サービスの提供と質の向上を図っていきます。また、介護サービス提供施設やサービス体制については、居宅介護支援事業者・サービス事業者・利用者との連携を図り、より一体的で公平なサービスを提供できる、情報提供体制を充実していきます。さらに、生きがい対策の充実や、高齢者の介護予防、健康管理と連動した介護予防事業を進めていきます。

11の福祉対策の充実では、各種団体の育成や福祉施設の連携により、充実した福祉体制の確立を図り、一人暮らし高齢者に対しては、生きがいづくり、地域ボランティアによる支援を推進していきます。また、子どもや高齢者、障害を持つ方が地域で安心して暮らすために、生活支援サービス等の充実を進めるとともに、町民すべてが知恵や経験を生かせる場を広げていきます。さらに、災害時に備える地域の連携を図るためのプランを策定します。

12の情報化の推進では、IT活用は、行政と住民のコミュニケーションによる一体的なまちづくりを可能にします。このため、通信情報機器整備を進め、通信ネットワークの充実を図っていきます。また、ITネットワークの形成、電子申請・届出、行政文書の電子化、IP電話の整備など、電子自治体の推進を図り、行政サービスの向上を進めていきます。

13の行財政改革の推進では、合併して行政の効率化を図り、行財政基盤の強化を図ることが、合併の必要性の1つに挙げられております。地方分権や厳しい財政運営などに的確に対処するため、総合計画や行政改革プランを策定するなど、計画的な行財政運営を推進し、柔軟で効率的な組織体制の確立と、行政事務の改善を行っていきます。また、行財政運営の適正化のため、事務事業評価や外部評価の導入など、行政評価システムの確立を図るとともに、民間の能力やノウハウを幅広く活用した効率的な行政運営や、経常経費の削減を図り、無駄のない運営を行っていきます。さらに、積極的な情報公開を行うとともに、個人情報保護制度の充実を図っていきます。

次に23ページにあります、楽しむまちでございますが、1の道路網の整備では、合併に伴う新町の一体的なまちづくりを図る上や、交通の利便性や新町の均衡ある発展のため、3町間を結ぶ生活に密着した道路等、道路網の整備を進めるとともに歩道の設置など、交通安全対策や防災機能に配慮した道路網の整備を推進していきます。

2の中部横断自動車道の建設促進では、中部横断自動車道は新たな動脈として、災害時の輸送ルートの確保や、産業・観光・広域連携など、いろいろな分野で期待されています。このため、早期完成に向けて関係機関に働きかけていくとともに、事業の推進に積極的に協力していきます。また、インターチェンジ周辺の開発整備や、アクセス道路の整備を進めていきます。

3の農林業の振興では、新町の農業は後継者不足や高齢化による農業離れが進んでおります。このため、生産性の高い農業経営の確立を図るため、圃場整備や農道整備など農業生産基盤の整備を促進し、優良農地の確保・保全と有効利用を進めていきます。また、遊休農地は担い手への利用集積や研修圃場及び体験農園として活用し、地域間交流の中から新しい農業のあり方を探っていきます。さらに、地域特産品の情報を地域内外へ発信し、地域農産物の消費拡大を目指していきます。新町の大部分を占める森林については、公益的機能を維持・増進していくため、計画的な森林整備と森林資源の育成に努めていきます。また、営農意欲の向上を図るため、有害鳥獣対策や活性化施設や農産物直売所を活用し、地産地消運動を推進していきます。

25ページにございます、4の商工業の振興では、和紙・花火・印章などについては、伝統を守りながら、新たな商品開発や市場を拡大し、地場産業の振興を図っていきます。さらに、情報化を進め特産品を遠隔地の消費者に販売するなど、観光・交流と連携した商業の振興に取り組んでいきます。また、商店街の集客を高める環境の整備や特色ある商店街づくり、効率的な流通の確保など商業の振興を図っていきます。工業については、地域の他産業と連携した、地域貢献度の高い企業誘致に努めていきます。

5の観光の振興では、歌舞伎文化公園・大門碑林公園・地場産業会館を結ぶ広域的な新たな観光ルートの設定や観光ガイドマップを作成し、各観光施設が連携した一体的な観光事業の展開を行うなど、観光の振興を図っていきます。また、みたまの湯及びつむぎの湯の温泉施設を共に連携し、地域資源を活用した観光の拠点を目指します。

6の消費者の支援では、消費者の自立を支援するための各種講座の開催や知識・情報の提供など、啓発活動に努めていきます。さらに消費者の苦情が適切かつ迅速に処理されるよう、消費生活相談の充実を図っていきます。

7の公共交通機関の整備では、公共交通機関として通勤・通学などに利用されており、住民の

生活の足として欠かせないJR身延線については、利便性の向上による地域活性化のため、甲斐岩間駅までの運行延長をはじめ、運行本数の増加や運行時間の改善など、さらに利用しやすい運行形態を要請していくとともに、駅前を使いやすくする整備を行い、利用客の増加対策に努めていきます。また、町有バスを利用したコミュニティーバスなど、公共交通体系の確立を図っていきます。

8の住民参画と協働の推進では、歴史・文化・風景を生かしながら、みんなが生き生きと暮らせる町を目指して、住民・事業者や町との協働による行政の推進とまちづくりを進めます。また、広聴・広報活動の充実や住民活動や地域自主組織の活動等とともに支える自治体制を確立し、住民の意見を反映していきます。

27ページですが、9の土地利用の推進では、森林が大部分を占める新町にとって、土地の有効利用や合理的な土地利用が重要であることから、土地利用計画、都市計画マスタープラン、農業地域振興整備計画及び森林整備計画などを策定して、有効的に土地利用を進めます。また、適正な土地利用を図るため、地籍調査を推進していきます。

10の景観の保全と形成では、景観の保全や景観に配慮した総合的なまちづくりは重要な課題であることから、次の世代に伝える価値ある景観の保全や創造のため、景観ガイドプランの策定や地域住民による自主的な景観形成活動を支援していきます。また、自然との調和や地域性を生かした景観の形成を図っていきます。

11の自然環境の保全と活用では、自然環境保全活動を推進するとともに、無秩序な開発の抑制に努めていきます。農業においても、減化学肥料栽培や減農薬栽培など、環境保全型農業を推進していきます。また、不法投棄や汚水排水対策を進め、住民の自発的な環境保全活動を支援するなど、環境の保全に努めていきます。

以上が、第5章の新町の施策についての説明でございます。

次に29ページをご覧ください。

第6章ですが、新町における山梨県事業の推進についてでございます。

山梨県は新町と連携しながら、社会基盤の改善や強化、地域の特色を生かしたまちづくりのための事業の推進に向けて積極的に取り組んでいきます。新町における山梨県事業として、道路網の整備、河川等の整備、下水道の整備、農林業の振興、商工業の振興、公共施設の整備、地域保健医療の推進と、県の事業が記載してございます。

次に31ページをお願いいたします。

第7章は、公共施設の統合整備についてでございます。

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、これまでの実績に十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、交通事情、財政状況を踏まえる中で、事業の効果や効率性を検討し、既存の公共施設を可能な限り活用するなど、効率的な整備に努めていきます。次に新町の本庁舎については、既存施設の有効利用の観点から、現在の市川大門町に置きます。現在の三珠町及び六郷町役場庁舎については、分庁舎として活用し、住民生活に密着した行政サービスを提供するための施設として存続させ、住民の利便性に十分配慮していきます。

次に32ページをお願いいたします。

第8章、財政計画についてでございます。

計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10カ年間とし、合併特例債や交付税の算定特例を見込むとともに、歳入歳出それぞれに過去の実績、合併によるさまざまな効果を考慮し、普通会計ベースで策定してございます。

まず、歳入についてでございます。基本的には過去の実績等により算定いたしました。地方交付税につきましては、合併に伴う算定の特例により算定いたしました。合併にかかる特別交付税措置等、見込んでございます。国庫支出金、県支出金につきましては、合併にかかる財政支援の合併市町村補助金、合併支援特別交付金というようなものを見込んでございます。地方債につきましては、合併特例債および各種事業債を加えてございます。そのようにして算定した歳入が、次の33ページにある表でございます。

次に34ページの歳出でございますが、これも基本的には過去の実績等や合併によるスケールメリットなどを考慮して算定いたしました。まず人件費でございますが、合併後の退職者の補充の抑制など、平準化等に伴う一般職の減、合併による特別職等の減を見込んでございます。一般職の減につきましては、平成18年度から27年度にかけて退職99名、採用49名、50名の職員の減ということで算定いたしました。次に、普通建設事業費でございますが、今までの3町の計画に加えまして、新町建設計画に基づく事業分を見込んでございます。なお、平成19年度と21年度に公営住宅建設を見込んでございます。次に公債費でございますが、平成17年度までの地方債の償還予定額に、平成18年度以降の新規償還見込額を加えて算定いたしました。次に積立金でございますが、合併特例債の積立金、3町の場合は基金16億円ということですので、16億円の積立金を見込んでございます。そのようにして算定した歳出が、次の35ページにある表でございます。

以上をもちまして、新町建設計画(案)の説明とさせていただきます。ご協議のほどを、よろしくお願いたします。

議長(水上三珠町長)

説明が終わりました。

新町建設計画につきましては、第1章から第8章と大変長く説明がありましたので、章を分けて質疑・ご意見を承りたいと思います。

まず、第1章から第4章までの間で、質疑・ご意見ございますか。

市川大門町委員(立川貴委員)

市川大門町の立川でございますが、6ページの第3章、主要指標の見通しの中で、目標人口としまして2015年、平成27年における人口は2万人を目指しておりますが、これは基本的に反対するものではありませんが、1月1日のマスコミ報道の資料によります、厚生労働省の研究機関であります、国立社会保障人口問題研究所の推計による、県内の市町村の将来推計の人口は、一部の市町村を除きマイナス指向を示しております。ことに、私たちが関係する峡南地域は、どこもマイナスでありまして、中でも今度3町が合併する三珠町、市川大門町、六郷町の推計を足してみますと2010年、平成22年、合計で1万6,873人、2020年、平成32年、1万4,858人となっております。これは少子の問題もございましょうが、こういった機関でも立地条件とか、あらゆるデータをもとにして、調査した上での推計とは存じますが、新しい町になれば、このようなご心配はいらないと思いますが、これも1つは大きな合併後の参考資料としまして、市川三郷町が若者にとって暮らしやすい町である施策を強化しまして、転出を防止し、他町村から市川へ転入したいというまちづくりを、積極的に進めていく必要があるのではないかとと思います。

また、あと一つ、私、以前にも意見を申しましたが、三珠町の大塚に隣接しております、田富町の笛吹川を跨いだ富士川と馬籠の地域の問題と、さらに市川大門町の黒沢に隣接しました、鯉沢の駅前沿いの1丁目、2丁目の地域住民の問題もあります。そしてことに、鯉沢の居住地であ

りますが、そこに居住する子どもさんが、鯉沢の中学に通うのが大変だということで、市川の南中学校に通学していて、いわゆるその環境もありまして、合併後、新しい態勢になりましたら、この2つの笛吹川と富士川を跨いだこの地域を、ぜひとも市川三郷町に編入して、そうすることによって、誰が見ても分かりやすい行政区画となると同時に、若干なりとも人口の増も見込まれるのではないかと思います。これを1つの参考意見としまして、合併後における市に対する中で、ぜひご検討していただくよう、懸案事項として意見を出させていただきます。

以上でございます。

議長（水上三珠町長）

事務局から何か。

いいですか。

ご意見として承っておりますが、参考までに3日、4日前に県の町村長の新年互礼会がありまして、知事様とはちょっと話さなかったのですが、副知事に懇々と合併の1つのいろいろの過程の中で、田富との合併という話が出たけれども、それは1番に思っているのが、笛吹川以南の飛び地の問題であると。これをぜひ解決してほしいということは、念を繰り返してまいりました。

ほかに。

（なし）

第5章について、質疑ありますか。

（なし）

第6章についてはどうでしょうか。

（なし）

第7章について。

（なし）

では、第8章について質疑・ご意見を承りたいと思います。

（なし）

なければ質疑を終わります。

お諮りします。

協議第63号については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議と認めます。

よって、協議第63号は原案のとおり承認されました。

なお、本日も承認いただきました新町建設計画につきましては、県との協議を進めてまいりますが、県との協議結果につきましては、次回の協議会においてご報告を申し上げますので、よろしくお願いたします。

続いて、総務企画小委員会に付託してありました、協議第64号から協議第68号まで、一括して委員長より報告をお願いいたします。

総務企画小委員会委員長（石川章男委員長）

皆さん、こんにちは。

総務企画小委員会の石川でございます。よろしくお願いたします。

昨年の12月22日に開催した、第3回総務企画小委員会において、意見が集約された5つの協定項目について、調整方針を報告をいたします。

それでは、総務企画小委員会資料2ページをお開きください。

協議第64号 合併協定項目第12 行政連絡員制度及び行政区の取扱いについてを報告いたします。

まず、行政連絡員制度における、区長および組町制度は3町間で大きな相違があります。三珠町は小さな単位に組長を置き、その組長をまとめる区長を置いて、区長・組長という制度で、市川大門町は区長制度で、市川大門町の区長は三珠町でいう組長であります。六郷町におきましては、ほぼ三珠町と同様の体制であります。一部では区長制度はない地域もあるということでもあります。このような状況の中で、三珠町の行政区は現行のとおりとし、市川大門町は区を組とし、新たに区を設置していくこととし、六郷町は区の再編をしていくことといたします。

これらの基本的な考え方から、調整方針といたしまして、

- (1) 行政連絡員制度は、合併後速やかに区長及び区長制度に移行する。
- (2) 行政区は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに行政区を再編成する。
- (3) 市川大門町の区の名称は、合併と同時に「組」に改める。

というものであります。

主な質問等は、「行政区の統合はどのような方法で行うのか。」との質問があり、「合併後、地域の説明会を重ね、区長・組長制度を理解していただかなければならないと考えております。」との説明がありました。行政連絡員制度及び行政区の取扱いについては、原案のとおり確認されました。

次に、資料5ページをお開きください。

協議第65号 合併協定項目第13 行政組織の取扱いについてを報告いたします。

3町の行政組織は、それぞれ相違しておりますので、合併までに基本方針に基づき、課などを設置していきたいということでもあります。

これらの基本的な考え方から、調整方針といたしまして、

- (1) 新町における行政組織は、次の「新町における行政組織の基本的方針」に基づき、合併までに調整する。

【新町における行政組織の基本的方針】

町民に分かりやすく、町民が利用しやすい機構・組織。

町民の声を適正に反映することができる機構・組織。

簡素で効率的な機構・組織。

新町建設計画を円滑に遂行できる機構・組織。

- (2) 支所及び出張所の機能は、合併までに調整し、その他の出先機関は、現行のとおりとする。

というものであります。

委員より、「市川大門町立病院長は課長会議等の会議に出席するのですか。」との質問があり、「課長会議には病院事務長が出席し、町議会には出席する場合があります。」との説明がありました。行政組織の取扱いについては、原案のとおり確認されました。

次、資料8ページをお開きください。

協議第66号 合併協定項目第14 特別職の取扱いについてを報告いたします。

特別職は、合併の日の前日に失職することになります。町長は新町設置の日から50日以内に選挙し選出されますが、町長が選出されるまでの間は、3町の町長の協議により定められた、町長職務執行者が代行することになります。助役・収入役は新しい町長が選挙されてから、議会の

同意を経て選任されることとなります。しかし、収入役の場合は、その職務代理者を置くことになっております。

これらの基本的な考え方から、調整方針といたしまして、

- (1) 町長、助役及び収入役の身分の取扱いは、法令の定めるところによる。
 - (2) 町長、助役及び収入役の給料は、各役職ごとの給料月額平均額とする。
- というものであり、特別職の取扱いについては、原案のとおり確認されました。

次に、資料の11ページをお開きください。

協議第67号 合併協定項目第17 字の区域及び名称の取扱いについてを報告いたします。

三珠町は8つの大字と92の小字、市川大門町は大字のない市川地区と6つの大字、それに389の小字、六郷町は9つの大字と249の小字があり、原則的には大字も小字も、なんら変更がありませんが、市川大門町には大字の新設と変更が伴います。また前回、第5回合併協議会におきまして、町名が市川三郷町と決定いたしましたので、住居表示は具体例に示されておりとなります。

これらの基本的な考え方から、調整方針といたしまして、

- (1) 字の区域は、現行のとおりとする。
- (2) 三珠町及び六郷町の大字の名称は、現行のとおりとする。
- (3) 市川大門町の大字の名称は、山家を山保に変更し、大字のない地区は市川大門を新設し、その他は現行のとおりとする。

というものであり、字の区域及び名称の取扱いについては、原案のとおり確認されました。

次に、資料14ページをお開きください。

協議第68号 合併協定項目第24-2 防災の取扱いについてを報告します。

防災体制は地域防災計画の中で定められることになっております。新町設置から、地域防災計画が策定されるまでの間、暫定的な防災体制を組んでいくということであり、また、火災の発生からサイレンの吹鳴、火災鎮火までの火災時の対応は、それぞれ異なっておりますので、合併までに調整するものであります。

これらの基本的な考え方から、調整方針といたしまして、

- (1) 防災体制は、新町において策定する地域防災計画の中で検討する。ただし、合併までに暫定的な防災体制を策定する。
- (2) 火災時の対応は、合併までに調整する。

というものであり、防災の取扱いについては、原案のとおり確認されました。

以上、総務企画小委員会で協議第64号から68号までの5案件につきまして、当小委員会で確認されました、調整方針(案)を報告させていただきました。

よろしくご協議をお願いいたします。

議長(水上三珠町長)

報告が終わりました。

協議項目が5項目ありますので、1項目ずつ協議してまいります。

まず、協議第64号 行政連絡員制度及び行政区の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

六郷町委員(樋川良水委員)

六郷町の樋川です。

行政連絡員制度及び行政区の取扱いの中で、六郷地区は区を再編するという形になってございますが、これを決めるについては十分、地域の意見を尊重する中で、決めていただきたいと思います。

ます。一応、決めてから、これこれこれだから、これでやるというようなことではなく、地域の住民の皆さんの意見を聞いて進めていただくよう要望いたします。

議長（水上三珠町長）

ほかにございますか。

（ な し ）

ないようですから質疑を終わります。

お諮りします。

協議第64号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第64号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第65号 行政組織の取扱いについて、質疑・ご意見ございますか。

（ な し ）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第65号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第65号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第66号 特別職の取扱いについて、質疑・ご意見ございますか。

（ な し ）

ないようですから質疑を終わります。

お諮りします。

協議第66号については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第66号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第67号 字の区域及び名称の取扱いについて、質疑・ご意見ございますか。

三珠町委員（八木勝委員）

三珠の八木でございます。

市川の字の呼び方は、我々、新しく合併に入った場合、いろいろ文書等で使うわけでございますが、この市川三郷町市川大門というのは、なんだかちょっと長々しくて、取って付けたような感じもするし、このへんをもう少し検討できたら、私は市川三郷町大門何番地くらいのほうが、いいような感じもするのですが、そのへんをまた考えては、どうかと思うわけでございますけれども。

議長（水上三珠町長）

小委員会で何かそんな意見がありましたら、参考までにご報告願えますか、委員長さん。

総務企画小委員会委員長（石川章男委員長）

別に小委員会では、そのような意見はありませんでした。

議長（水上三珠町長）

ほかに事務局から何か説明ありますか。

(な し)

ほかにご意見ございますか。

(な し)

なければ質疑を終わります。

お諮りします。

協議第 6 7 号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第 6 7 号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第 6 8 号 防災の取扱いについて、質疑・ご意見を伺います。

(な し)

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第 6 8 号については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第 6 8 号は原案のとおり承認されました。

続いて、民生教育小委員会に付託してありました、協議第 2 9 号、協議第 6 9 号および協議第 7 0 号を一括して、委員長より報告をお願いいたします。

民生教育小委員会委員長(秋山詔樹委員長)

民生教育小委員長の秋山でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、第 3 回民生教育小委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る 1 2 月 2 0 日開催した、第 3 回民生教育小委員会において、意見が集約されました 3 項目について、調整方針(案)を報告いたします。

それでは、民生教育小委員会資料の 2 ページをお開きください。

協議第 2 9 号 合併協定項目 2 4 - 2 4 学校教育の取扱いについてであります。

学校教育の取扱いについては、第 3 回協議会において調整方針の 1 番から 6 番までは、承認いただいておりますので、7 番目の教育長の給料について報告します。現在の各町の教育長の給料については、資料に記載してあるとおり、3 町間において格差がありますので、これを統一するため、調整方針といたしましては、

(7) 教育長の給料は、3 町の給料月額平均額とする。というものであります。

なお、3 町の給料の平均額は 4 9 万 4 , 5 0 0 円になりますが、1 千円未満を切り捨てまして、4 9 万 4 千円といたしました。以上が学校教育の取扱いについてのうち、教育長の給料についての調整方針であります。

次に、4 ページをお開きください。

協議第 6 9 号 合併協定項目 2 4 - 8 社会福祉の取扱いについてであります。

現在 3 町の戦没者追悼関係事業については、戦没者追悼式は三珠町及び市川大門町では、町の主催では行っておりませんが、六郷町では町主催で毎年、慰霊祭を行っております。また、遺族会への補助は 3 町とも行っておりますが、金額や内容に差異があります。

以上のことから、調整方針といたしましては、

(1) 戦没者追悼関係事業は、合併年度はそれぞれの町の例による。合併翌年度からは、新町において関係機関と協議し調整する。

以上が社会福祉の取扱いについての方針であります。

次に、7ページをお開きください。

協議第70号 合併協定項目24-11 児童福祉の取扱いについてであります。

現在、児童関係の祝金については、三珠町のみつば祝金と六郷町の定住促進事業による入学祝金の制度がありますが、支給対象の要件、祝金の額に差異があります。

以上のことにより、調整方針としましては、

(1) みつば祝金及び入学祝金は、合併年度はそれぞれの町の例による。合併翌年度からは、新町で調整する。

以上が児童福祉の取扱いについての方針であります。

以上が、民生教育小委員会において確認されました、3案件の調整方針(案)であります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長(水上三珠町長)

報告が終わりました。

協議項目が3項目ありますので、1項目ずつ協議してまいります。

まず、協議第29号 学校教育の取扱いについて、質疑・ご意見を伺います。

(なし)

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第29号については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第29号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第69号 社会福祉の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

(なし)

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第69号については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第69号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第70号 児童福祉の取扱いについて、質疑・ご意見ございますか。

市川大門町委員(波多博委員)

市川大門町の波多でございます。

原案には賛成でございますが、参考意見というか、要望をちょっと述べさせていただきたいと思えます。実は、今回の協議項目の児童福祉という項目を見て、内容的にもっと複数のことがあるのかなというふうに私はちょっと思っていたのですが、これは私が知らなくて、いろんなことがたくさんあるのかもしれないけれども、三珠町と六郷町に1点ずつあるというふうなことを見まして、ずいぶん少ないのかなというふうに思った状況です。

日本の社会は、老人福祉には非常にお金を使うようですけども、子どもに対する投資姿勢が

非常に低いというふうな、話があるようでございまして、これを見まして、やはりそうなのかなという感じがちょっとしたわけですが、お願いとしましては、新町建設計画の中に基本理念や、あるいはまちづくりの基本方針ということで、お母さんが安心して子どもを生み、地域全体で子育てを支援する、まちづくりをしますというふうな項目がございまして、こういったものと連動した、整合性のある児童福祉を新しい新町の中で、ぜひ拡大解釈をして、何か検討していただければありがたいなというふうに思います。

それから、たまたま正月、新聞やらなにやら、いろいろ見ておりましたときに、少子化とか高齢化とか、あるいは出生率、人口減、あるいは社会保障というものをとらえた報道が非常に今、多いわけでございます。ちょっと紹介してみますと、先ほど立川さんもちょっとおっしゃっていたのですが、山日新聞は1月1日の別冊に5ページにわたって、人口減社会の提言をしている。なお1月3日からシリーズでずっと、やはり人口減社会というふうなものを紹介しています。それから日本経済新聞で、やはり1月3日からシリーズで、少子に挑むというふうな報道が、かなり詳しくなされている。これは少子・人口減の要因やら提言やらというふうな内容が多いわけでございますけれども、なお1月1日の山日の一面には、県内42市町村に人口減社会への対応ということでアンケート調査をして、そのかいつまんだ内容が出ておまして、不安・危機感を感じるという方がかなり、全員の方がおっしゃっている。なお6割の方が、社会保障制度の維持が危ないというふうな回答をしている。対策としては、子育て環境の充実をしたいというふうな、回答もあったようでございます。これらには、いろんな雇用とか労働問題の環境とか、いろいろあるような感じもしますけれども、なおもう1つ、山梨県が乳幼児の母親を対象にしたアンケートの内容もちょっと入っておりまして、7割の方が子育てに不安や悩みを抱えているというふうにも答えが出ていました。なお、その不安というのは、経済的に負担が重いので不安であるというふうなことが、書いてあったわけです。

こんなところらへんを、いろいろ見てまいりますと、やっぱり今の少子対策、あるいは人口減対策というふうなことで、今の児童福祉の取扱いにつきましても、できればもうちょっと内容の濃い、いくつかを取り上げていただいた項目もつくっていただければ、ありがたいなという感じがいたしましたので、参考意見といいますが、要望といいますが、述べさせていただきました。

ありがとうございました。

議長（水上三珠町長）

要望として承っておきます。

お諮りします。

協議第70号につきましては、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第70号は原案のとおり承認されました。

続いて、協議第71号 合併協定項目における調整方針の修正についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（菊島次長）

それでは、協議第71号 合併協定項目における調整方針の修正につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料の5ページとなりますので、お願いいたします。

これまでの任意合併協議会も含めまして、本日まで7回にわたる合併協議会で、ほぼ合併協定

項目が確認されたわけですが、協定項目によりましては、調整方針の表現方法で若干の違いが生じております。調整方針の一部につきまして、記述を統一する必要がございますので、提案をするものでございます。

まず本日、お配りいたしました、この1枚物の資料でまずご説明をさせていただきます。

この表の中に書いてありますようなルールにより、表現の統一をさせていただきたいと思えます。最初に表の下のほうに書いてあります、1でございますが、この修正は表現上の統一を図るためのものであり、調整方針の内容や趣旨を変更するものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

また2にありますように、文の流れや言葉のつながり具合により、必ずしも機械的に表現を統一していない場合もありますし、語句の扱いで主語となるものを前後に移動した項目もございます。

次に表の中を説明させていただきますが、【ア】から【キ】の8つに区分をさせていただきます。【ア】でございますが、例えば「 については」例えば「基金については」などの「ついては」を「基金は」と表現を統一するものであります。ただし、前後の文脈によっては、特に強調すべきもの、差別化をするものにつきましては、「ついては」を使用している項目もございます。【イ】でございますが、現行の表現としては「現行どおり」や「現行のまま」を、「現行のとおり」と表現を統一させていただきたいと思えます。【ウ】であります、「統一し調整する」は「調整する」に。「統一を図る」は「統一する」としまして、「統一に向け調整を図る」は「調整を図る」と表現を統一するものであります。「図る」の使い方といたしましては、新町が主体的にかかわるものでない、各種団体などへの指導的な立場でかかわるものは、「図る」を使っております。【エ】でありますけれども、「 町の例により統一を図る」は「 町の例による」と表現を統一させていただくというものでございます。【オ】であります、「翌年度より」は「翌年度から」と統一するものであります。【カ】につきましては、「新町へ」を「新町に」といたしまして、「新町施行後において」につきましては、「施行後」の部分削除するものであります。【キ】の部分であります、「引き継ぐものとする」あるいは「 するものとする」、「 していくこととする」というようなものを統一表現としては、「引き継ぐ」、「 する」ということで、統一させていただきたいと思えます。個別事業の調整方針におきましては、できる限り明確な表現とするために統一するというものでございます。【ク】につきましては、その他ということで、文頭の「・」を括弧付きの数字ですとか、丸付き数字などに修正をさせていただいて整理をするというものでございます。それから、正式な用語の使用、法律名には法令番号の追加をさせていただきたいというものでございます。句点の追加、削除、文中で意味が重複する字句の削除などがございます。

また、接続詞は「ただし」のみ使うこととし、「また」などの接続詞は削除しております。それから助詞であります、一般的に「て・に・を・は」とか言いますが、助詞の追加、削除なども行っております。表の一番下になりますが、3番ですが、協議会資料6ページ以降の対照表におきまして、修正箇所には下線を引いております。また、文に修正箇所がない場合は、原文のままということで記載をいたしております。それでは資料6ページのほうを、ご覧いただきたいと思います。

6ページの1番、合併の方式であります、これは三珠町・市川大門町・六郷町を「・」でつないでございまして、文書としては句点を使用して、それから最後の列記する場合には「及び」を使いますので、「三珠町、市川大門町及び六郷町」というふうに修正をさせていただきます。

それから5番の財産及び債務の取扱いですが、ここにつきましては、(2)が「・」で3点記載してございますが、この(2)の3点については、基金のことを述べておりますので、(2)に「基金の取扱いは次のとおりとする」と、本文を加えまして、丸数字で3つを整理してございます。それから(4)でございますが、(4)の「出資、出捐団体については」の部分ですが、これは団体をいうものではなく、財産債務の中での、いわゆる出資金、出捐金を述べている部分でございますので、「出資金及び出捐金は」と修正をしております。

それから7ページをお願いいたします。

7ページの9番、地方税の取扱いでございますが、ここについても数字の整理でございますが、(1)それからと2項目ございますが、とはいずれも町民税の取扱いについて述べておりますので、(1)として「町民税の取扱いは次のとおりとする」と、本文を追加し、とで整理し、あと(2)から(6)までは税目ごとに整理をしてございます。それから(6)の部分では、正式な法律名称と法令番号を加えております。11番の財産区及び財産管理会の取扱いでございますが、財産区、財産管理会及び財産保護組合は、「それぞれ現行の」とありますが、この「それぞれ」、いわゆる関係代名詞といわれるようですが、この「それぞれ」の部分を削除いたしております。

8ページをお願いいたします。

8ページの16番、公共的団体の取扱いであります。公共的団体の(1)公共的団体については、「新町との速やかな一体性」というふうに記述してございますが、これにつきましては、公共的団体が1つになることで、新町の一体性が確立される、図れるという意味でありますので、ここの「と」の部分削除いたしまして、公共的団体については、「新町の速やかな一体性を確保するため」と、「と」の削除をしております。それから(2)では、主語を移動しております。「新町との一体性を保つため」という理由を先に述べておりますが、「合併時に統合したほうがよい団体については」と主語を前のほうへ移動をいたしております。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページ、一番上の18番、各種団体への補助金の取扱いでございますが、ここには本文の頭に(1)とありますが、そこから下には(2)はございませんので、本文の(1)を削除いたしまして、丸数字を括弧数字に整理をしてございます。それから、本日の協議会開始前に、事前に委員さんに見ていただいておりますが、委員さんのほうからの指摘が1つございます。本文の一番上の行ですが、「各種団体への補助金は従来からの経緯、実情等を考慮し」とありますが、この「従来からの経緯」の部分で「から」は不要ではないかというご指摘がございましたので、ここについても追加の修正をさせていただきたいと思っております。「各種団体への補助金は従来からの経緯、実情等を考慮し」というふうに追加の修正を入れさせていただきたいと思っております。

次に、10ページをお願いいたします。

10ページの24-5 その他の税事業の取扱いであります。この中の(2)「証明手数料については、調整後の証明手数料のとおりとする」というふうに原文ではありますが、これを「証明手数料は、合併時に統一する」と修正するものでございます。これにつきましては、個々の手数料額につきましては、条例などで規定するものでございまして、協定書の中では統一する趣旨を表現するという形で、修正をさせていただくものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

11ページの24-10 高齢者福祉の取扱い、そのうちの(2)敬老祝金の部分でございますが、「100歳祝金については、合併年度は現行のとおりとし」と原文はなっておりますが、こ

これを「100歳祝金は、合併年度はそれぞれの町の例により」というふうに修正をさせていただきます。これについては、原文の現行のとおりでは3町の制度がございますので、新町全域で3制度を実施するような誤解が生じる恐れがありますので、「それぞれの町の例により」というふうに修正させていただくものでございます。

次に飛びまして、14ページをお願いいたします。

14ページの一番上ですが、24-24 学校教育の取扱いについてでございます。(1)原文では教育委員の定数については、地方教育行政法とありますが、この法律名称を正式な法律名称、それから法令番号等を加えております。それから(3)でございますが、「義務教育の施設については、現状のまま新町に移行し、当分の間、現学校数とする」という原文でございますが、これを「小中学校は現行のとおり新町に引き継ぐ」ということで、修正をしたいと思っております。これについては、施設あるいは組織も含めて新町に現状の形で引き継ぐということですので、小中学校は現行のとおり新町に引き継ぐと修正をするものでございます。それから(4)におきましても、主語を明確化するということが、義務教育施設は新町において耐震等の危険状況、あるいは整備を行うという形で、主語の明確化を図っております。(6)でございますが、(6)の文末2行目になりますが、「新町において配置計画を設置する」という原文になっておりますが、「設置する」ということであれば、若干、文章上おかしいということで、「新町において、配置計画を策定する」というふうに修正をするものでございます。

それから24-26 社会教育の取扱いについてですが、(1)社会教育委員・公民館運営審議委員・というふうに、それぞれ列記されているものが「・」でつながれておりますが、これを本来の句点、それから最終のつなぎに「及び」を使っております。それから(5)でございますが、図書館についてです。図書館については、市川大門町立図書館を本館、三珠、六郷町立図書館を分館というふうに記述してございますが、六郷については町立図書室でございますので、このへんを正式名称に変えてございます。それから(6)これも総合学習会館の設置の検討という記述でございますが、ここでは文章の流れから、形容句でありますところの「図書館を含め必要な機能を備えた」というふうに語句の移動をしております。(7)も同じように主語を移動しております。

次の15ページをお願いいたします。

15ページの(10)から(12)これは社会教育の補助金についての記述が、(10)(11)(12)とございます。これにつきましては、9ページのナンバー18に、各種団体への補助金という協定項目がございますので、この9ページと比べ合わせて見ていただきたいと思います。記述の内容が重複しておりますので、(11)(12)を削除いたしまして、(10)の中で「社会教育に関する補助金は、現行のとおり新町に引き継ぎ、同種の補助金は関係団体の理解を得て統一する方向で調整する」という形でナンバー18との重複部分の削除、それから(10)に一本にまとめてございます。

同様に24-29の社会体育の取扱いの中の、7番から10番、ここについても補助金の記述が4項目にわたってございますが、上の社会教育と同じような考え方から、(7)に集約いたしまして、(8)から(10)までを削除するものでございます。

以上、簡単でございますが、修正の説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議長(水上三珠町長)

協議第71号 合併協定項目における調整方針の修正について、質疑・ご意見ありましたら、

発言をお願いいたします。

市川大門町委員（石原一元委員）

市川大門の石原です。

14ページの社会教育の取扱いの（5）でございますけれども、図書館は市川大門町立図書館を本館とし、三珠町立図書館及び六郷町立図書室を分館とすると、図書室となっておりますが、これは前のあれでは図書館と呼んでいて、ここで図書室といういい方が出ているのですが、これはどういうことですか。

事務局（菊島次長）

今現在の六郷町の設管条例では図書室が正式名称ということで、これに直したいという形でございます。

議長（水上三珠町長）

ほかにご意見ございますか。

市川大門町委員（立川貴委員）

度々で申し訳ありませんが、24 - 27の公民館の取扱いの件で、意見を述べさせていただきます。

3町の中央公民館のうち、1カ所を新町において中央公民館とし、その他の中央公民館は地区館として公民館事業を行うと提起されておりますが、修正文ではまだ協議されていない理由もあるかと思いますが、新町の中央公民館の位置付けが明確になっていないのではないかと思います。私、市川大門町の委員として恐縮ではございますが、私の考えとしましては、個人的考えであります。三珠町と六郷町の中間的立地条件である地の利や収容規模などを総合的に勘案してみても、現在、今日ここでご協議されている、町民会館がふさわしいではないかと思うので、だいぶ煮詰まっているということ聞いておりますが、あまり先送りしないで、委員さんたちの意見や賛同をまとめて、早急に決めていったらどうかと思いますが、議長の判断をお聞きしたいと思います。

議長（水上三珠町長）

議長ということですが、私は全体の意見を聞く役であって、私はまだそれについて検討しておりません。専門部会や分科会での検討を緊急に行うということをお願いしたいと思いますが、いいでしょうか。

（はい。の声）

ほかにありますか。

（なし）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第71号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第71号は原案のとおり承認されました。

以上で協議事項につきまして終了いたします。

委員の皆さんのご協力を感謝申し上げます。

議長の座を下ろさせていただきます。

ありがとうございました。

司会（原川事務局長）

ありがとうございました。

次に次第4のその他でございますが、委員の皆様からご意見などありましたら、ご発言をお願いいたします。

市川大門町委員（石原一元委員）

市川大門の石原です。

ちょっとお聞きしたいことがございます。

3町が10月1日、新しい町ということで今、合併に向かっていますけれども、電話の市外局番について、ちょっとお尋ねしたいのですが、同じ町に市外局番が2つ出ることになります。今、三珠町と市川大門町が055、六郷町が0556と、こういう2つの紛らわしさが、これから発生するわけですが、それからこれ、かけるときは、お互いに市川、三珠はいいですが、六郷の方がこっちにかけるとき市外局でかかる。こちらの方が向こうにかけるときには料金が違います。今、料金を調べると、3分で8.5円、これは市内の場合。同じ市内でかければ3分間で8円50銭かかります。ところが局外へかけて3分話すと20円かかります。そういうことがこれから、恐らく六郷町もこっちへかけるときが、たくさん出てくると思います。何とかならないかなと、こっちでも向こうへかけるときにもかかっていくという、こういう問題をこれからどうしていくか、何かうまい案がありましたら、ちょっと教えてほしいと思っております。

事務局（菊島次長）

今、委員さんのほうからのご質問でございますが、私どもまだこの枠組みで発足した、昨年の4月から5月ごろでしょうか、NTTの方とちょっとお話しした経緯がございますが、そのときには笛吹市ですとか、甲斐市のそういった問題もちょうど出されていた時期ですから、私どももそれを話題に出したのですが、それによりますとNTTの甲府局の交換機の容量が、今いっぱいであると。例えば六郷の0556を解消する場合であれば、甲府局の交換機を全部交換しなければならないと、それは膨大な金がかかるので、今、NTTに言われてもちょっと無理かなという話は、昨年のときには聞いていたのですが、それ以来、こちらのほうでも合併が固まってきましたので、正式な申し込みはしてありませんから、今後、NTTのほうへは、いずれにしても正式な申し込み、協議等を行っていきたいと思います。今現在、例に出しました甲斐市ですが、あそこも北巨摩郡の旧双葉町が0551で、それから笛吹市では、旧春日居町と旧一宮町の部分が0553、それからその他の旧石和町ほか3町が、055というふうに、やはり二通りの市外局番で今、運営せざるを得ないような現状であるようでございます。

そんなことで、こちらの市川三郷町も当面の間といいますか、0556という部分が出るかもしれないんですが、とりあえず先ほどの新町建設計画の中でも、ちょっと触れておりますが、公共施設の連絡体制、情報化ということでは、IP電話等を入れまして、例えば町民の皆さんから役場への連絡は町内の支所、あるいは出先機関に連絡しますと、そこからIP電話で転送しますと、市外通話料がかからないというような方法もあるようでございますから、それらも利用しながら、できるだけ町民の皆様にご迷惑のかからないような方法も考えていきたいと思っております。

それから、誠に私の聞きかじりのような情報ですが、昨日、NTTの料金領収書が来たその中に、県内一律3分8.5円で、申し込み手続きは必要なんです、「イチリツ」というようなサービスが今度あるようですから、これは月額使用料もマイラインに入っていると無料というような、何かそんなことをちらっとパンフレットを読みました。つい昨日か一昨日読んだ記憶がありますので、そんなふうな形で特に六郷町の皆さんも、NTTでそういうサービスも今度あるようですから、それらも研究いただければと思います。

以上でございます。

司会（原川事務局長）

そのほか、ございませんでしょうか。

（ な し ）

それではないようですので、事務局から次回協議会の日程について、ご連絡させていただきます。

次回協議会は1月31日、午前10時から六郷町で開催する予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

以上でその他につきましては、終了させていただきます。

続いて次第5の新町名称名付け親大賞等の抽選でございますが、ここで会長、準備をいたしますので、暫時休憩を取らせていただいて、よろしいでしょうか。

では、すみません。ちょっと休憩をさせていただきます。

準備の都合上、お願いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時15分

司会（原川事務局長）

発表は、すべての抽選が済んだあとに発表させていただきます。

まず会長に名付け親大賞の抽選をお願いたします。

会長には抽選箱の前までお願いたします。

（名付け親大賞抽選）

続いて両副会長によりまして、名付け親賞5本の抽選をお願いたします。

両副会長には抽選箱までお願いたします。

（名付け親賞抽選）

続きまして、委員の皆様と正副会長に特別賞25本の抽選をお願いたします。

抽選箱が委員さんの前に回りますので、そこで抽選をお願いたします。

（特別賞抽選）

それでは、抽選の結果を特別賞から発表させていただきます。

特別賞です。

六郷町 大柴ふじ江様、市川大門町 村松真紀様、市川大門町 一瀬愛様、六郷町 上田種子様、市川大門町 入原武之助様、市川大門町 一瀬忠春様、六郷町 望月左絵子様、市川大門町 望月勝美様、市川大門町 遠藤正代様、三珠町 荻原津る子様、市川大門町 深澤実様、六郷町 都築春美様、六郷町 望月優路様、市川大門町 渡辺潤平様、六郷町 上田華三様、市川大門町 関部恵子様、六郷町 井上悦治様、六郷町 河口敏様、市川大門町 村松久平様、市川大門町 赤池紀代様、六郷町 阿部照美様、三珠町 有泉いとの様、三珠町 青柳桂様、三珠町 土屋征彦様、六郷町 望月義子様、以上25名の方でございます。

特別賞につきましては、みたまの湯・つむぎの湯入浴券セットでございます。

次に、名付け親賞5人の発表をさせていただきます。

市川大門町 伴野ひで子様、市川大門町 渡井知子様、同じく市川大門町 松野勝美様、またまた市川大門町です、樋川たけ子様、この方も市川大門町でございます、井上かず子様。

名付け親賞につきましては、1万円分の商品券でございます。

それでは、名付け親大賞につきましては、5万円分の商品券でございます。

三珠町の田中米男様でございます。

以上でございます。

なお、名付け親大賞に当選されました、三珠町の田中米男様には合併調印式の席上において、賞品の贈呈を行う予定でございます。そのほかの当選者には、配達記録付きの郵送とさせていただきます。

以上で抽選を終了いたします。

それでは、閉会の言葉を副会長であります、市川大門町の久保町長にお願いいたします。

久保市川大門町長

第6回合併協議、ご苦労さまでございました。

最後に笑い声が出ましたように、名付け親大賞も決まりまして、三珠町の田中様ということでございますが、この協議も昨年7月1日から法定協が設置されて、6回目の協議会を進めてきたところでございますが、なんといっても3町の強い信頼関係の中で、これまで本当に頂上がそこまで見えたかなという、8合目、9合目まで来た感じがいたしております。先ほど来、少子高齢化社会の認識に立った新町づくりとか、あるいは最終的には市外局番の通話料の問題とか、細かい点まで委員の皆様から心にとめていただいて、いろいろな点を詰めてきているところでございますが、基本的に合併協定項目、合併の方針から始まった53項目のうち、今日で52項目終わりました、98%くらいでございます。最後、金融機関、指定金融の関係を残すのみということになってきました。本当にご苦労さまでございます。

2月に合併協定調印式があって、3月には3町同時に廃置分合の議決をいただく、山本知事への申請があるとか、あるいは6月に県議会の議決をいただき、8月頃には総務大臣の告示がある。それから3町それぞれ閉町式をして、10月1日に新町誕生ということになるわけでございますが、それまで委員の皆様には十分、健康をご留意されまして、もう一踏ん張りでございます。なんとかご協議をしていただき、いいスタートができますように、心からお願いを申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

本当にご苦労さまでございました。

司会（原川事務局長）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、第6回協議会を終了させていただきます。

大変ありがとうございました。

閉会 午後 3時25分

第6回 三珠町・市川大門町・六郷町法定合併協議会 出席者

平成16年1月11日

【三珠町】

水上末雄
青木達雄
八木勝
有泉嗣男
石川章男
有泉勝廣
樋口富一
村松淑子

【市川大門町】

久保眞一
河西常元
石原一元
秋山詔樹
一瀬絲子
青沼茂樹(選参)
波多博
立川貴

【六郷町】

遠藤幸利
望月正文
依田洋澄
有野健司
樋川良水
村山敬幸
河西満治
渡邊アヤ子